



令和4年12月

農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和4年12月23日(金) 午後15時30分開会
場 所 飯山市役所 4階 第1・2委員会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 19番 清水 敏明 委員
議席番号 1番 飛澤 正志 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
ついて
報告第2号 農用地利用配分計画 案 について



別紙

出欠	議席 番号	氏名	住所	備考
出席	1	飛澤正志	飯山市大字飯山2566番地1	
出席	2	高橋政宏	飯山市大字飯山3019番地	
出席	3	高澤富士子	飯山市大字飯山11492番地224	
出席	4	小野沢純夫	飯山市大字下木島493番地3	
出席	5	栗林俊男	飯山市大字吉410番地1	
出席	6	増山正一	飯山市大字瑞穂豊1641番地1	
欠席	7	小林喜代春	飯山市大字瑞穂94番地	
出席	8	清水勝	飯山市大字旭4873番地	
出席	9	春日孝利	飯山市大字緑1358番地	
出席	10	中原義行	飯山市大字常盤3491番地	
出席	11	沼田浩子	飯山市大字照里437番地	
欠席	12	佐藤弘子	飯山市大字常盤5632番地1	
出席	13	石田慶子	飯山市大字照里954番地1	
欠席	14	足立久子	飯山市大字常盤5657番地1	
出席	15	小林嘉之	飯山市大字常郷2996番地	
出席	16	酒井智恵子	飯山市大字豊田395番地	
欠席	17	齊藤正人	飯山市大字一山187番地3	
出席	18	廣瀬公一	飯山市大字照岡3591番地	
出席	19	清水敏明	飯山市大字旭734番地1	
出席	20	松永晋一	飯山市大字蓮2743番地	



<p>事務局長</p>	<p>お疲れ様です。師走のお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。それではただいまより12月の農業委員会総会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは松永会長お願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>年末の大変お忙しいところご苦勞様でございます。今日は委員会等の対応がありまして、時間を少し遅らせていただいたわけですが、よろしくお願いいたします。新潟の方は大変大雪で、渋滞等が発生し大変な状況になったようです。今日もニュースを聞きますと、高知で14センチの降雪があり、先日視察した所も雪が積もったということでございます。明日からはいよいよ飯山方面も降るといような言い方をしておりますが、私ども一般に暮らしている者については、雪は一日でも少ない方がいいわけですが、スキー場関係者もいらっしゃいます。スキー場は程よく降って、平地は少ないというのが理想ですが、そうもいかないということでございます。コロナの方も衰えを見せないという状況の中で、引き続き気を引き締めていただきたいと思えます。20日に北信の再生協がありまして、来年の米の目安値が各市町村に配分されたということで若干お繋ぎしますと、全国的には消費予想量より多く、生産量が減ったということですが、まだ在庫がある程度あるということです。全国的には前年並みの実績をもって目標値とするということです。それを受けまして、長野県でも検討されているわけですが、長野県は古米の在庫がまだあるということで前年より2.1%少なく配分するという事です。そして飯山市につきましては、生産数量で去年は6300トンの目安値であったわけですが、今年は6166トンということです。134トンの減、面積換算すると23.9ヘクタールの減になります。これを受けて市の再生協で配分報告等を決定されるわけです。いずれにしても多少米価は上がってきておりますが、依然として米の消費が毎年全国で10万トン減っている状況の中で、ちょっと油断をすると米が余ることだそうです。過去の中でも生産調整がうまくいったと、またその反動で翌年、目標値を超過したということが2度ほど繰り返された経過の中で、来年は油断すると作付けが増えるのではないかというような状況だそうです。誰のためにやるのではなくて、米価を保ちながら水田作業を守るということでございます。本意なことではありますが、お互いに協力して目標達成に努力していきたいと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より経過報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【事務局より資料に基づき経過報告】</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より欠席委員の報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>欠席委員は小林(喜)委員、佐藤委員、足立委員、齊藤委員さんです。</p>



<p>議 長</p>	<p>議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。 それでは、議席番号19番 清水委員さん、1番 飛澤委員さんをお願いいたします。 これより、農地議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今月の農地法第3条の許可申請は12件です。 議案第1号について、受付番号42番から52番は所有権の移転に関する件 受付番号53番は貸借権設定です。</p> <p style="text-align: center;">【 所有権移転 受付番号42番～52番 貸借権設定 受付番号53番 議案書をもとに朗読と説明 】</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。 42番の補足説明をお願いします。</p>
<p>15番</p>	<p>譲渡人、譲受人ともに不在でした。〇〇さんのお宅の道を挟んだ場所であり、現状家庭菜園として活用されており、特に問題ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>単価が高いかと思われませんが。</p>
<p>15番</p>	<p>県道に面しており、火の見やぐらが建っていてそこからの畑です。</p>
<p>議 長</p>	<p>43番補足説明</p>
<p>20番</p>	<p>譲渡人の3人は姉妹です。相続で土地を取得しました。現状は譲受人の〇〇さんが草刈りをしていて、住宅の隣なので問題はないと思います。しっかり耕作すると言っていました。</p>
<p>議 長</p>	<p>44番の補足説明をお願いします。</p>
<p>5番</p>	<p>譲受人の〇〇さんは新規就農者です。住宅も購入されたということで来年から住まわれて農業をするということです。問題はないかと思えます。</p>



議長	45番の補足説明をお願いします。
4番	譲渡人の〇〇さんは3年前に古民家と土地を購入し、新規就農をされ意欲的に農業経営に携わっています。近くに住む〇〇さんが買収希望をされていて、〇〇さんが3年経過をされたということで今回買収をすることになりました。〇〇さんは農地として取得したいとのことなので、問題はないかと思います。
議長	46番の補足説明をお願いします。
6番	農機具が入るようなプレハブが建っています。相当前から建っています。農地ではありませんでした。長い間貸借があり、今回購入ということになりました。
議長	47番の補足説明をお願いします。
11番	譲渡人の〇〇さんは、自分では耕作ができなくなってしまったということで、〇〇さんに貸していた田をそのまま耕作を続けてほしいということで〇〇さんの方がお願いされたという話でした。
議長	48番の補足説明をお願いします。
15番	譲渡人の〇〇さんは、現在施設に入所されています。父より相続をした農地です。今回妹さんの息子さん譲受人となるわけですが、今回譲渡することになりました。農地につきましては3ヶ所に分かれています。家の近くの農地は整備されているので他も耕作していくことと思います。問題はありません。
議長	49番の補足説明をお願いします。
18番	譲渡人の〇〇さん、譲受人の〇〇さんにはお会いできなくて話を聞けませんでした。〇〇さんは昨年住宅を買っていて、その時に農地を探してほしいと話をされていたが、なかなか近くに農地がありませんでした。今回〇〇さんは2018㎡の田を合わせて取得して農業を行うということです。〇〇さんは会社組織になっていて、担当の方とはお話ができたのですが、耕作をしたいということで、本人に確かめることもできませんでした。申請されたので仕方がないかと思います。田については、今親戚の方が耕作をしていますので、引き続きやってもらえたらいいと思います。こういった案件が多くあります。実際に桑名川の1件は結局耕作がされてなくて、雪でつぶれた物置は放ったらかしになって困っています。今回の件も春になって耕作をしないようであれば、耕作をするように声をかけるしかない



	のかなと思います。
議 長	50番の補足説明。
20番	以前より、譲渡人の〇〇さんから耕作をしてほしいと頼まれていたそうです。譲受人の〇〇さんにはしっかり耕作をしていただきたいと思います。
議 長	51番52番合わせて補足説明をお願いします。
6番	亡〇〇さんのご家族はもう農業をされないということで、相続財産管理人が近くの人で耕作してくれる人を探していたようです。譲受人は全ての農地を耕作するかどうか、他の人に売買していくかどうか検討していくことです。
議 長	53番の補足説明をお願いします。
5番	現状のままでは貸し借りができないということで、この申請をして貸したいということです。
議 長	それでは推進委員の皆さまにお聞きします。全体を含めてご意見がございましたらお願いします。他ご意見ご質問がありましたらお願いします。
事務局	今月相続財産の案件が2件ありますが、非常に増えてきています。相続放棄をしたいという相談も多くあります。ここに至るまでは無断転用のも含まれていたりします。放棄された土地をそのままにすると誰も引き取り手がなく課税ができないということもあります。買い手が決まり、市としては課税ができるメリットがありますので、若干耕作については疑問なところもあると思いますが、そこは承知しておいてもらいたいと思います。
議 長	固定資産税の基準日が1月1日なので、年内にということで動くのかな。
事務局	資産税係の取り扱いは登記申請日です。今月の案件は許可証が出たらすぐに登記申請に行くと思われます。
16番	49番ですが、〇〇さんの会社ということですが、田は他の人が耕作をしているということですか？その耕作をしている人は買わないということですね。
18番	あくまで〇〇さんのものなので、譲り受けることはしないで、耕作はやめて〇〇さんへ渡すことはわかっています。



事務局	〇〇さんの住宅の周りが農地ばかりですが、原の1筆は農振農用地になっています。〇〇さんの農地を〇〇さんが譲り受けるにあたって、農振農用地が1筆入っていたために30アールをこなさなければならなくなったというのが現状です。岡山地区のため30アール以上の農地を取得してもらう事情もありました。〇〇さんは飲食店を経営していて、店で使うハウレン草を作りたいと聞いています。
18番	基盤整備をした真ん中なので、ここで田をやめるのは大変困ると話をして、今耕作をしている人とよく相談をしてくださいと話しておいたのですが、今耕作をしている人には会社の担当の人はまだ相談をしていないということです。しかし、どうしても耕作はすると言っているので困っています。これから中野から機械などを持ってきて耕作をするといっても出来ないと思います。ということになれば、今耕作をしている人のところに話がいくのではないかと思います。
議長	ちょっと問題のある案件ですね。周りの耕作に影響があると思われます。自ら耕作するのかどうか明確ではないですね。
11番	集積集約を考えた場合、ちょっと問題ありだと思います。
議長	不許可となった場合、事務局はどうですか。
18番	この場所は中山間地の直接支払い対象地です。田でない困るところで。隣の地区と組合を組織して、田で残していこうとみんなで約束をしています。その辺を〇〇さん、あるいは会社の方によく説明をしていかなければいけないのかなと思います。どうしてもハウレン草を作ると言われれば仕方ないのかと思いますが。田から畑に変えるのであれば直接支払いから外れてもらうようになります。
事務局	田である以上用水や畦がありますよね。
18番	水路や道路の草刈りの作業があることの話は承知していました。
11番	田でありながら5年以上、田として使わない場合、地目は田のまま畑としておくということが可能かどうかを考えなければならぬと思います。
事務局	田でハウレン草を作るという話ではないですよ。
18番	そのへんはよくわかりません。困るのは空中防除ですね。空中防除の際、ここだけ抜かしてはできません。そういう説明をしなくてはと思います。



議 長	<p>そういうことだと、周辺農業に相当影響を及ぼすことになっていきますね。雪が解けるまでに3、4ヶ月あるので、もう少しゆっくり協議してもらえばいいですね。それでは49番は保留ということで。ほかの案件は原案のとおりでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは49番は保留。もう少し状況をお聞きすることにしましょう。耕作する農作物の内容、周辺への影響、中山間地の支払いへの影響など、十分検討して、ほかの皆さんの農業に影響がないような形になるまで保留ということでよろしいですね。不許可になると申請を返さなくてはならないので、許可ができる形になるまで保留ということにしましょう。</p>
18番	<p>住宅と農地の購入ということで、住宅はすでに購入されています。住宅の前に農地が残っていたのを取得するのに合わせて田を、それと農家になるので農地を借りて面積を30アールにしたということです。</p>
事務局	<p>下限面積の考え方は、耕作者の住んでいるところで考えます。住民票をおくかどうかにかかわらず、住宅を取得していますので、住宅のある場所を拠点として飯山市では農業をやると捉えるしかないのです。住民票は中野市にありますが、岡山を中心に農業をやるとのことなので、岡山の別段面積を適用すると30アール取得しなければならないということです。そういうことで申請書を受け取っています。足りない面積は借りるということで、このあと利用権設定で出てきます。耕作の内容については、耕作をするということなので受けました。</p>
11番	<p>ハウレン草でなければいけないのでしょうか。どうしてもハウレン草を作りたいのでしょうか。</p>
18番	<p>米・野菜と言っているんで、米でありうる話でしょう。</p>
11番	<p>そのへんの話しが詰まっていないように思います。</p>
18番	<p>おそらく農業をしたことがない人だと思います。全くわかってないのだと思います。</p>
11番	<p>この田の真ん中で、って言っているくらいですからね。そこら辺の話をよく聞かないと、こちらもいいか悪いか判断ができないと思います。</p>
事務局	<p>申請書を見ると野菜と米と書いてあります。水稻とあります。申請書は水稻2018㎡、ハウレン草371㎡、耕運機は1台保有ということです。ほかには個人で展開している北信地域の飲食店やお店などに自家栽培の野菜を提供したいとも言っています。</p>



議 長	飲食店の名前は記されていませんか
事務局	飲食店の名前は記されていませんが、ホームページなど見ることはできます。
議 長	申請に来たのは本人ですか？代理人ですか？
事務局	会社の人です。
事務局	〇〇という中野市にある会社です。飲食店ですと野沢温泉村で2店舗あります。中野市では〇〇の中でやっています。
11番	個人の名前で下限面積を取って個人が会社に自分の資産である農地を譲り受けるということができるのですか？
事務局	できません。会社に売り渡すには農地保有適格法人になっていないと取得できません。
議 長	面積が足りなくて借りるということもありました。蓮地区に移住された方で、面積が足りなくて木島地区と静間地区の荒れた土地を耕作しますということで、面積を足して住宅の周りの土地を取得したことがありましたが結局飲食店を始めたわけです。住宅近くで農地を借りるのであればまだしも、あちこち組み合わせて面積を寄せ集めたのはよろしくないと思います。
	それでは採決をとります。 49番は保留、他原案のとおり決定でよろしいですか。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号は49番保留、他原案のとおり決定といたします。
議 長	次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の許可申請は1件。 【受付番号 14番 議案書をもとに朗読と説明】
議 長	14番の補足説明



20番	<p>第3種農地です。〇〇小学校より少し山際。近所も宅地が進んでいます。第3種農地ですので問題はないと思います。</p>
議長	<p>推進委員の皆さんご意見ご質問等がありましたらお願いします。 全体でご意見ご質問がありましたらお願いします。 ないようですので採決をいたします。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
議長	<p>次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【 貸借 (中間管理) 受付番号 416番～467番 貸借 (経営基盤法) 受付番号 468番～508番 所有権移転 (経営基盤法) 受付番号 509番～510番 議案書をもとに朗読と説明】</p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p>
11番	<p>先ほどの3条申請の49番の件はどうなりますか。</p>
議長	<p>508番です。ここは荒れている場所だったと思いますが、場所は確認しましたか？</p>
事務局	<p>〇〇の上あたりで農振農用地ではないです。農振地域です。</p>
事務局	<p>基盤強化法の相対の部分は下限面積が設けられていませんが、あくまでも借受人が農地を効率的にきちんと耕作していくというのが前提ですので、そのへんの確認が取れない限りはこの案件はどうなのか、となりますし、先ほどの3条申請の49番と関連してきますので、あちらで借りることができないのに、下限面積を合わせるためにこちらで借りているようであれば、これだけ借りてもこの先耕作をされていくのか、通常に考えると耕作</p>



議 長	<p>されるとは思えません。3条申請の49番が保留であれば、この案件も議案には上がっていますが、3条申請の49番と併せて申請者と話し合いをさせてもらえたらと思います。</p> <p>そういうことですので、508番も保留ということよろしいでしょうかよろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」508番は保留、他原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第3号は508番保留、他原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」報告第2号「農用地利用配分計画 案 について」は、報告事項ですのでそれぞれお読みいただいて、何かご質問があればお願いします。</p> <p>よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。</p>



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 _____ 松永 晋一

19番 _____ 清水 敏明

1番 _____ 飛澤 正志